

	国名	原賠制度を規定する法律	原子力損害の定義				免責事項		免責の場合の措置	事業者の責任の減免に関する規定
			身体・財産	経済損害	環境損害	防止措置	異常・巨大な天災	戦争等		
	日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	-	-	-	-	○	○	政府が被災者の救助及び被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる(17条)	-
近隣諸国	韓国	「原子力損害賠償法」	-	-	○	○	×	○	政府が被害者の救助、被害の拡大防止のための必要な措置を講じる(14条)	-
	中国	国務院の回答（該当する法律なし）	○	-	○	-	×	○	国務院が評価して決定する(7項)	-
	台湾	「核子損害賠償法」	○	-	-	-	○	○	重大な原子力事故が発生した場合、国家は必要な救済及び回復措置を講じる(34条)	被害者の故意・過失(19条)
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	○	○	○	○	○	○	国が3億SDRまで賠償する。(7条1(c))。国は事業者からの賦課金で基金を設ける(7条2)。	被害者の故意・過失(5条3)
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	○	-	-	-	○	○	-	被害者の故意(54条)
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」（条約を直接適用する制度）	○	○	○	○	○	○	最高責任額を限度として条約の適用を損なうことなく国が補足的に負担する。(8条)	-
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」（原子力法）	○	○	○	○	×	×	戦争、異常かつ巨大な自然災害の場合、事業者の責任は25億ユーロを限度とする(31条1)	被害者の故意・過失が寄与する場合は民法を適用(27条)
	米国	「原子力法」（原子力法170条の改正法を「ブライアンダーソン法」と呼ぶ）	○	○	-	○	×	○	-	被害者の故意、損害を軽減させなかった場合(170条n(1))
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	○	-	-	○	×	×	責任者を決定できない場合、連邦政府が11億スイスフランを限度として損害を補償。(16条a)	被害者の故意(5条1)、被害者の重大な過失(5条2)
	イギリス	「原子力施設法」	○	-	-	-	×	○	-	被害者の故意(13条(6))
新規導入国	ベトナム	「原子力法」	○	-	○	-	○	○	支援基金(企業・個人の支援、その他の源泉)が使われる(91条1a)	-
	ポーランド	「原子力法」	○	-	○	○	×	○	-	被害者の意図的行為により被害を被った損害(101条3)
	マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	○	○	○	-	○	○	-	被害者の重大な過失又は故意(49条)
	インドネシア	「原子力エネルギー法」	○	-	○	○	○	○	-	被害者の故意(33条1)